

Community Welfare Total Care Promotion Project

トータルケアNEWS

No.53 2013. 9. 30

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5
TEL 018-864-2711 FAX 018-864-2701
URL <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>
E-mail chiiki@akitakenshakyō.or.jp

CONTENTS

コミュニティソーシャルワーク
スキルアップ研修を開催・・・1～4

コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修を開催

秋田県社会福祉協議会地域福祉部副部長 門脇 琢也

8月19日(月)～20日(火)、県内の市町村社協から47名が参加しコミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修を開催しました。

研修では、神戸学院大学教授の藤井博志氏とNPO法人さくらネット代表理事の石井布紀子氏を招き、講義や事例に基づいたグループ協議などを行いコミュニティソーシャルワーカーの役割・機能について学びました。

今回のニュースでは、この研修の内容について御紹介します。

コミュニティソーシャルワーカーのターゲット

1日目の午前中の講義で藤井氏は、2000年(平成12年)に旧厚生省がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書で示されている、社会的な援護を要する対象として示した課題がコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という)のターゲットであり、地域福祉として解決していかなければならないとした。

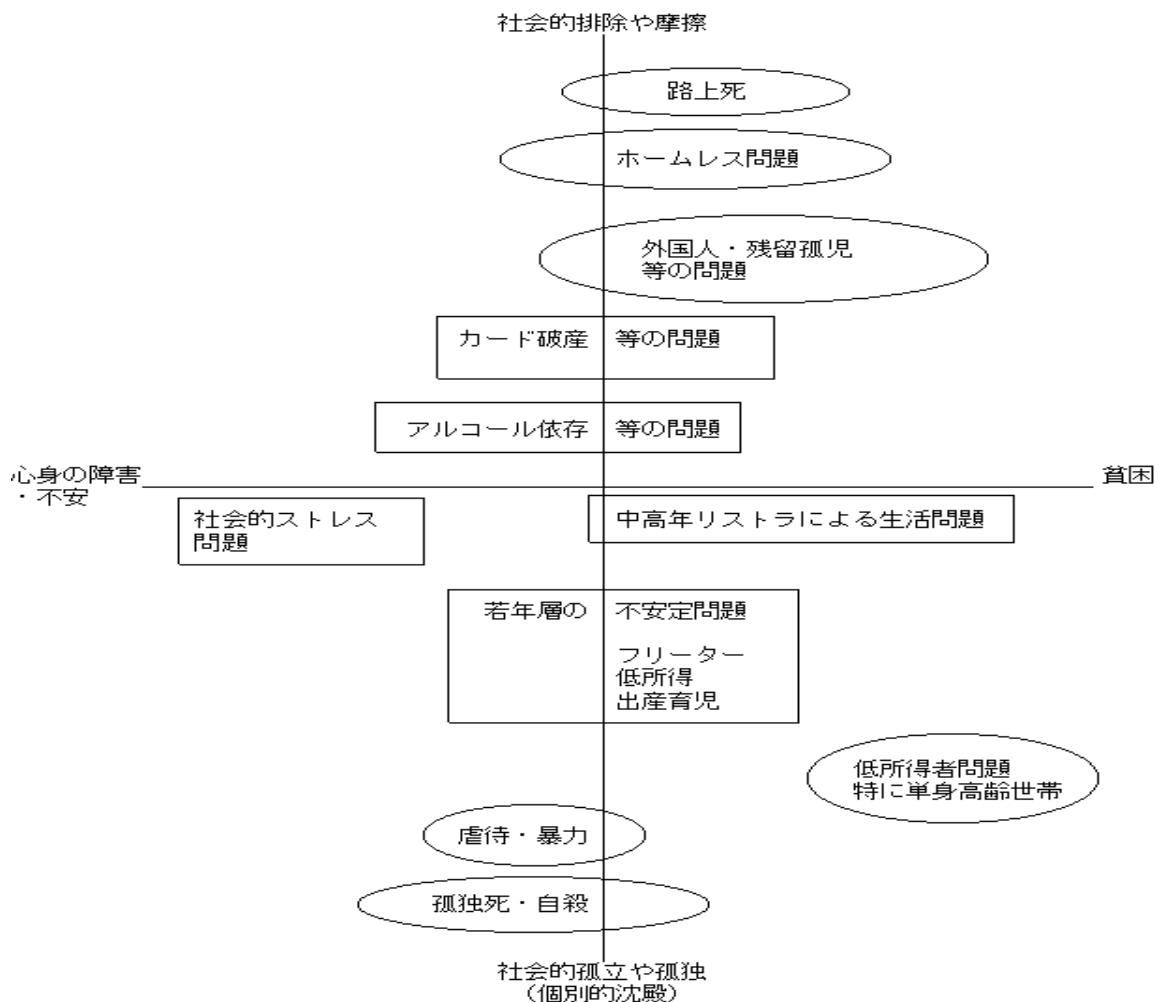


講義を行う藤井氏

この報告書では、現代においては、心身の障害・不安（社会的ストレス問題、アルコール依存等）、社会的排除や摩擦（路上死、外国人の排除や摩擦等）、社会的孤立や孤独（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力等）といった問題が重複・複合化しており、新しい座標軸をあわせて検討する必要がある、としている。（図1）

さらに報告書では、「急激な経済社会の変化によって、社会不安やストレス、ひきこもりや虐待など社会関係上の障害、あるいは虚無感などが増大する」、「低所得の単身世帯、ひとり親世帯、障害者世帯の孤立」、「若年層でも、困窮しているのにその意識すらなく社会からの孤立感を深めている場合もある。これは通常見えにくい問題であることが少なくない」など孤立の現象を具体的に示しており、現在もそのような課題が引き続き地域に存在していることは言うまでもない。

図1



※横軸は貧困と、心身の障害・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。

※各問題は、相互に関連し合っている。

※社会的排除や孤立の強いものほど制度から漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

また、講義の中では、兵庫県社会福祉協議会で今年度（平成25年度）厚生労働省の「社会福祉推進事業」補助金を受け、「地域総合相談・生活支援体制づくり研究事業」を行っていることが報告され、その中で総合相談・生活支援体制のあり方のほか、地域福祉コーディネーター（＝コミュニティソーシャルワーカー）の配置・育成について提言を行うことを紹介し、アドバイザーとして入っている藤井先生からは、総合相談・生活支援の一つのあり方として、各機関が連携してどのような課題でも受け止める「相談機関のネットワーキング」をどう作るかが大事であり、CSWはこのような仕組みを強化していく役割があるとした。

コミュニティソーシャルワーカーとして「横につなぐ」機能の発揮を

藤井氏からは、さらに CSW が日常業務の中で必要な心構えとして、要援護者に対し住民が気にかけてくれる見守りの仕組みがあることが大事であり、地域からニーズが出やすい環境を作ること、背景に住民がいるから専門職や行政が動くということ認識しておくこと、住民と専門職が出会う場を作ること（住民の前でタテ割りとは言ってもらえない）、専門職はニーズを引き取らず生活の場で解決すること、などというお話をいただいた。

グループ協議では、自分が所属する組織の課題や多職種連携について意見交換を行った。

発表では、社協が見えにくい、組織内で情報共有がない、ケア会議の内容が希薄である、兼務で業務が忙しい、CSW の位置づけが明確でない等の意見が出された。

それに対し藤井先生から、地域福祉そのものが見えにくいので行政の「地域福祉計画」を策定する必要がある、行政は権限で動く組織なので個別ケースまでは踏み込まないし理解していない、個別ケースを解決するためにケア会議に住民も関わらせていくことが大事、社協は目の前に課題があればそれを解決してかなければならない組織であり地域福祉活動計画の策定はもちろん忙しい中でも事業を作り上げていくという姿勢が大事である、CSW は制度の狭間の課題への対応を通して地域をもっとよくしていく仕組みづくりをすることが役割であること、そして地域を基盤としたソーシャルワーカーがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）であり、制度をつなぐ関係機関をつなぐ専門職と住民をつなぐ住民と住民をつなぐ「横つなぎ」のワーカーが CSW である、というアドバイスをいただいた。



グループ協議の様子

一方、講師の石井氏からは、組織内での情報共有の必要性や多職種連携の在り方について講義や助言をいただいた。

グループ協議の中で参加者からは、ケア会議やケース検討会では関係機関や専門職による個人情報の共有が不可欠であるが、参加者からは個人情報保護の観点から十分共有できていないという課題が出された。

これに対し、アドバイザーの石井氏からは、個人情報保護の観点から関係機関・団体や専門職が心得ておくべき事項として、①情報は目的のために使う、②同意なく第三者に漏らさない、③漏洩対策をとる、④保護を徹底し仕組みをつくる、⑤保護を徹底し人材を養成する、⑥個人情報に対する苦情にはしっかり相談対応する、⑦最新データ保有に努める、というアドバイスがあった。

2日目は、1日目の講義を踏まえグループによる事例検討を行い、藤井氏から指導・助言をいただいた。

一つ目の事例は、高齢者と病気を抱える娘と引きこもりの孫が暮らすケース、もう一つは、認知症一人暮らし高齢者のケースである。

この事例は、いわゆる複合多問題世帯のケースであるが、CSW が地域包括支援センターや障害者自立支援センターをつないでいく機能が求められるし、それがCSW の機能であるとした。

二つ目は認知症高齢者の事例で、医師から施設入所を勧められ近隣住民からも「火事の恐れがある」という苦情が出ていたケースであったが、地域包括支援センターのソーシャルワーカーと担当民生委員が本人の「ここに住みたい」という想いを叶えるために、自治会長や地域ボランティアの協力を得て2年間の見守りを続けた、という事例であった。

この事例の方は現在施設に入所し穏やかな生活を送っているというが、藤井氏はこの事例を通して、認知症になっても排除されない地域を地域住民を巻き込みながら作り上げていくことが大事であるとした。

2日間の研修を通して、あらためてCSW の果たす役割や機能を確認できたとともに、地域住民や専門職が連携により認知症や障害があっても地域で暮らし続けられる環境を作り出すことができるということを事例を通して学ぶことができ大変有意義な研修となった。